基幹統計調査の承認の状況

(令和3年6月1日~令和3年6月30日分)

令和3年7月30日政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称 実 施 者 主 な 承 認 事 項 承認	8年月日
令和4年1月以降に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査事項の変更 基礎調査票及び月別調査票(牛乳 処理場・乳製品工場用)において、プロセスチーズ原料用ナチュラル チーズ使用量を把握する調査事項を追加するとともに、「乳製品の生産量」を把握する調査事項の内訳区分としてプロセスチーズを追加 (注) TPP(環太平洋経済連携協定)の発	. 6 . 2

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規 定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかっ たものを整理している。